

令和7年門真市議会第3回定例会



議 案 書

門 真 市

第3回定例会付議事件目次

ページ

第1	報告第5号	令和6年度門真市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	1
第2	報告第6号	令和6年度門真市水道事業会計継続費精算報告書について	3
第3	承認第8号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度門真市一般会計補正予算（第6号）について）	7
第4	議案第56号	令和6年度門真市水道事業剰余金の処分について	20
第5	議案第57号	令和6年度門真市公共下水道事業剰余金の処分について	21
第6	議案第58号	動産の取得について	22
第7	議案第59号	動産の取得について	25
第8	議案第60号	民事調停の申立てについて	27
第9	議案第61号	門真市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	29
第10	議案第62号	門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について	41
第11	議案第63号	門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	44
第12	議案第64号	門真市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	49
第13	議案第65号	門真市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正について	54
第14	議案第66号	門真市立学校設置条例の一部改正について	56
第15	議案第67号	令和7年度門真市一般会計補正予算（第7号）	59
第16	議案第68号	令和7年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	113
第17	議案第69号	令和7年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補	

	正予算（第1号）	127
第18 議案第70号	令和7年度門真市介護保険事業特別会計補正予算 （第2号）	139
第19 議案第71号	令和7年度門真市水道事業会計補正予算（第2 号）	151
第20 議案第72号	教育委員会委員の任命について	162
第21 認定第1号	令和6年度門真市歳入歳出決算認定について	164
第22 認定第2号	令和6年度門真市水道事業会計決算認定について	165
第23 認定第3号	令和6年度門真市公共下水道事業会計決算認定に ついて	166

報告第5号

令和6年度門真市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度門真市の健全化判断比率及び資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.83)	— (16.83)	5.0 (25.0)	25.1 (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字額がないため「—」と表示している。
- 2 () 内は、本市における早期健全化基準である。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	資金不足比率の算定に用いる事業の規模
水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「政令」という。）第17条第1号の規定による。
公共下水道事業会計	—	政令第17条第1号の規定による。

備考 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

報告第6号

令和6年度門真市水道事業会計継続費精算報告書について

令和6年度門真市水道事業会計継続費精算報告書を、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、議会に報告する。

令和6年度門真市水道事業

款	項	事業名	年度	全体計画			
				年割額	左の財源内訳		
					国補	庫金	企業債
1. 資本的 支出	1. 建設改良費	泉町浄水場土 壌汚染調査業 務	令和5 年度	円 —	円 —	円 —	円 —
			令和6 年度	3,837,000	—	—	3,837,000
			計	3,837,000	—	—	3,837,000
		家屋事前調査 業務	令和5 年度	—	—	—	—
			令和6 年度	47,806,000	—	—	47,806,000
			計	47,806,000	—	—	47,806,000

会計継続費精算報告書

実 績				比 較				
支払義務 発生額	左の財源内訳			年割額と 支払義務 発生額 の差	左の財源内訳			
	国 補 助	庫 金	企 業 債		損 益 勘 定 留 資 金 保 等	国 補 助	庫 金	企 業 債
円	円	円	円	円	円	円	円	円
—	—	—	—	—	—	—	—	—
3,128,400	—	—	3,128,400	708,600	—	—	—	708,600
3,128,400	—	—	3,128,400	708,600	—	—	—	708,600
—	—	—	—	—	—	—	—	—
33,330,000	—	—	33,330,000	14,476,000	—	—	—	14,476,000
33,330,000	—	—	33,330,000	14,476,000	—	—	—	14,476,000

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

承認第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和7年度門真市一般会計補正予算（第6号）について

専決第7号

令和7年度門真市一般会計補正予算（第6号）について

令和7年度門真市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和7年度門真市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度門真市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,813,182千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年7月1日 専決

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	23,145,275	102,300	23,247,575
	2 国庫補助金	7,867,226	102,300	7,969,526
	歳入合計	86,710,882	102,300	86,813,182

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	36,009,729	95,629	36,105,358
	1 社会福祉費	13,155,608	95,629	13,251,237
12	予備費	50,656	6,671	57,327
	1 予備費	50,656	6,671	57,327
	歳 出 合 計	86,710,882	102,300	86,813,182

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	23,145,275	102,300	23,247,575
歳入合計	86,710,882	102,300	86,813,182

補正額の財源内訳			
特 国府支出金	定 地方債	財 その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
			95,629
			6,671
0	0	0	102,300

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	千円 1,126,652	千円 102,300	千円 1,228,952
計	7,867,226	102,300	7,969,526

節		説明
区分	金額	
23 物価高騰対応 重点支援地方 創生臨時交付 金	千円 102,300	不足額給付分の給付金・定額減税一体支援枠 千円

1 4 款 国庫支出金

3 歳 出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 7,828,867	千円 95,629	千円 7,924,496	千円	千円	千円	千円 95,629
計	13,155,608	95,629	13,251,237	0	0	0	95,629

1 2 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	50,656	6,671	57,327				6,671
計	50,656	6,671	57,327	0	0	0	6,671

節		説 明
区 分	金 額	
12 役務費	千円 1,463	千円 ○生活保障と自立支援
13 委託料	1,166	定額減税補足給付金（調整給付）給付事業 95,629
19 負担金補助及 び交付金	93,000	役務費 1,463
		通信運搬費 963
		手数料 500
		委託料 1,166
		各種業務委託料（費用） 1,166
		定額減税補足給付金（調整給付）給付業務委託料 1,166
		負担金補助及び交付金 93,000
		交付金 93,000
		定額減税補足給付金 93,000

3 款 民生費 1 2 款 予備費

議案第56号

令和6年度門真市水道事業剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度門真市水道事業剰余金を次のように処分するにつき、議会の議決を求める。

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

区分	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
	円	円	円
当年度末残高	6,992,425,939	23,272,270	548,292,762
議会の議決による処分数額	290,000,000	0	△540,000,000
減債積立金の積立	0	0	△50,000,000
建設改良積立金の積立	0	0	△200,000,000
資本金への組入	290,000,000	0	△290,000,000
処分後残高	7,282,425,939	23,272,270	(繰越利益剰余金) 8,292,762

議案第57号

令和6年度門真市公共下水道事業剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度門真市公共下水道事業剰余金を次のように処分するにつき、議会の議決を求める。

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

区分	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
	円	円	円
当年度末残高	4,681,722,485	12,238,800	1,207,975,669
議会の議決による処分額	576,889,045	0	△1,200,145,376
減債積立金の積立	0	0	△623,256,331
建設改良積立金の積立	0	0	0
資本金への組入	576,889,045	0	△576,889,045
処分後残高	5,258,611,530	12,238,800	(繰越利益剰余金) 7,830,293

議案第58号

動産の取得について

次のとおり動産を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する動産 | 門真市立水桜学園家具・什器等 |
| 2 取得価額 | 231,000,000円 |
| 3 取得の相手方 | 大阪市都島区中野町一丁目7番20号
石元商事株式会社
代表取締役社長 石元 正之 |

参考資料

主要購入備品一覧表

番号	品名	数量
1	収納庫	93台
2	ロッカー	110台
3	書架・ブックトラック・ブックスタンド	59台
4	物品棚	33台
5	ランドセル収納・多目的収納棚	41台
6	楽器・専門備品収納	40台
7	生徒用実習机	150台
8	片袖机	26台
9	教卓	47台
10	会議テーブル・ワークテーブル	236台
11	台形・三角形テーブル	157台
12	カウンターテーブル	4台
13	演台・花台	2台
14	スタッキングチェア・会議椅子	766脚
15	事務用回転椅子	142脚
16	折りたたみ椅子（屋内運動場用）	780脚
17	生徒用椅子	386脚
18	スツール	297脚
19	ロビーチェア・ベンチ	38台
20	ホワイトボード	43台
21	衝立・パーティション	18枚
22	カーテン	209枚
23	傘立て	24台

24	すのこ	68枚
25	くず入れ	112個

議案第59号

動産の取得について

次のとおり動産を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

- 1 取得する動産 門真市立水桜学園児童・生徒用机及び椅子
- 2 取得価額 15,397,778円
- 3 取得の相手方 大阪市都島区中野町一丁目7番20号
石元商事株式会社
代表取締役社長 石元 正之

参考資料

主要購入備品一覽表

番号	品名	数量
1	児童・生徒用机	1,093台
2	児童・生徒用椅子	1,173脚

議案第60号

民事調停の申立てについて

門真市立総合体育館床の損傷に伴う損害賠償を請求するため、次のとおり調停を申し立てるにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 相手方の住所及び氏名

住所	氏名
福井県福井市中央二丁目6番8号	株式会社熊谷組 代表取締役 上田 真
東京都江東区潮見二丁目1番22号	株式会社久米設計 代表取締役 能口 卓也

2 申立ての趣旨

門真市立総合体育館（以下「体育館」という。）は、相手方株式会社久米設計の監理の下で、相手方株式会社熊谷組の施工によって建設工事が進められ、平成29年5月に開館した施設である。本市は、体育館のメインアリーナ床面に発生した損傷に関し、相手方株式会社熊谷組に対し、体育館の建設工事請負契約における瑕疵担保責任及び体育館の公共用建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵があることを理由とする不法行為について、相手方株式会社久米設計に対し、体育館の建設工事に係る監理業務委託契約に基づく債務の不履行及び施工監理を行った施設に公共用建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵があることを理由とする不法行為についての損害賠償請求として、体育館の改修工事に係る設計費用4,730,000円及び施工

費用88,254,100円並びに指定管理者に対する補償費用2,386,145円の総額である95,370,245円を連帯して支払うことを求める。

3 申立て後の遂行の方針

- (1) 本市は、この調停において必要と認めるときは、相当と認める条件で調停を成立させる。
- (2) この調停が成立しなかったときは、本市は、請求が認められる見通しの有無及び程度を踏まえ、必要に応じて上記金額の全部又は一部を請求する訴えを提起する。

議案第61号

門真市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

門真市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように
制定するにつき、議会の議決を求める。

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園
支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるにつき、本条例案を提出するものであ
る。

門真市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

（基本理念）

第3条 この条例に定める基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（基準の向上）

第4条 市長は、門真市児童福祉審議会（門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）に規定する門真市児童福祉審議会をいう。）の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、この条例に定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勸

告することができる。

2 本市は、この条例に定める基準を常に向上させるように努めるものとする。

(乳児等通園支援事業における設備及び運営の水準の向上等)

第5条 乳児等通園支援事業者は、この条例に定める基準を超えて、常に、その設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2 この条例に定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者は、当該基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、その提供する乳児等通園支援の質について、自ら評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害の防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第7条 乳児等通園支援事業者は、非常災害に備え、消火器等の消火用具、非常口その他の非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、及び訓練を行うように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（職員の一般的条件）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置する場合は、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(差別的取扱いの禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品、衛生材料、医療機器等を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(台帳等の整備)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする台帳等を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない

い。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であ

ること。

- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の

	屋外階段
避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

⑦ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

⑧ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下回ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備

及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第103号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 認定こども園 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成18年大阪府条例第88号）
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第62号

門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年門真市条例第3号）及び門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年門真市条例第17号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）の施行に伴い、本市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用のポスター及びビラの作成の公営に要する経費に係る限度額の引上げを行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年門真市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 門真市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 門真市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

(門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成19年門真市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 門真市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 門真市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>
<p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p>	<p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条及び第5条の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第63号

門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年門真市条例第19号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

国家公務員に準じ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を講じるとともに、諸般の状況に鑑み、職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、子育て部分休暇制度の拡充を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年門真市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2～3 略</p>
<p>(子育て部分休暇)</p> <p>第15条の3 子育て部分休暇は、職員が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在学している子を養育するため、1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 子育て部分休暇の時間は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日までの1年の期間ごとに、次の各号に掲げるいずれかの範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>(1) <u>1日につき2時間を超えない範囲内</u></p> <p>(2) <u>1年につき77時間30分を超えない範囲内</u></p>	<p>(子育て部分休暇)</p> <p>第15条の3 子育て部分休暇は、職員が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在学している子を養育するため、1日の勤務時間の_____一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 子育て部分休暇の時間は、<u>1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改正後	改正前
<p>3 前項第1号に掲げる範囲内で与える子育て部分休暇の承認については、30分を単位として行うものとする。</p>	
<p>4 前条第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第2項第1号に掲げる範囲内で与える子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>	
<p>5 第2項第2号に掲げる範囲内で与える子育て部分休暇の承認については、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の子育て部分休暇を承認することができる。</p> <p>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</p> <p>(2) 子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</p>	
<p>6 略</p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認)</p> <p>第16条 病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、この条例及び規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p> <p>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</p> <p>第16条の2 任命権者は、門真市職員の育児休業等に関する条例（平成22年門真市条例第15号）第26条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」とい</p>	<p>3 略</p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認)</p> <p>第16条 病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>

改正後	改正前
う。) に対して、次に掲げる措置を講じなければならぬ。	
(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置	
(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置	
(3) 門真市職員の育児休業等に関する条例第26条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置	
2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。	
(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置	
(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置	
(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置	
3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。	
(配偶者等が介護を必要とする状況に至つ	(配偶者等が介護を必要とする状況に至つ

改正後	改正前
<p data-bbox="186 188 624 226"><u>た職員等に対する意向確認等)</u></p> <p data-bbox="154 232 801 680">第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p data-bbox="161 741 252 779">2 略</p> <p data-bbox="154 831 384 869">第16条の4 略</p>	<p data-bbox="833 188 1235 226"><u>た職員に対する意向確認等)</u></p> <p data-bbox="801 232 1442 725">第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出</u>（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p data-bbox="807 741 898 779">2 略</p> <p data-bbox="801 831 1031 869">第16条の3 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第15条の3第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における子育て部分休暇を付与する場合における同項の規定の適用については、同号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」とする。
- 3 任命権者は、施行日前においても、新条例第16条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第64号

門真市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

門真市職員の育児休業等に関する条例（平成22年門真市条例第15号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)の施行に伴い、部分休業制度の拡充を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

門真市職員の育児休業等に関する条例（平成22年門真市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるほか、育児休業法の施行に関し必要なその他の事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員等以外の非常勤職員等（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>）</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第23条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるほか、育児休業法の施行に関し必要なその他の事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員等以外の非常勤職員等（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。_____）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第23条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員等（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員等について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単</u></p>

改正後	改正前
<p>2 勤務時間条例第14条の規定による特別休暇のうち、職員が子を育てる場合であるもの（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員等を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員等に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員等について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員等が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p> <p><u>（第2号部分休業の承認）</u></p>	<p>位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例第14条の規定による特別休暇のうち、職員が子を育てる場合であるもの（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条第2項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員等を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員等に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員等について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員等が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>
<p><u>第23条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p>(1) <u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき</u> <u>当該勤務時間の時間数</u></p>	

改正後	改正前
<p>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</p> <p>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</p>	
<p>第23条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</p>	
<p>第23条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) 非常勤職員等以外の職員 77時間30分</p> <p>(2) 非常勤職員等 当該非常勤職員等の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</p> <p>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</p>	
<p>第23条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p>	
<p>第24条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第16条第1項又は門真</p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第24条 職員が _____ 部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第16条第1項又は門真</p>

改正後	改正前
<p>市会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年門真市条例第18号）第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p><u>（部分休業の承認の取消事由）</u></p>	<p>市会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年門真市条例第18号）第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p><u>（部分休業の承認の取消事由）</u></p>
<p><u>第25条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p>	<p><u>第25条 第15条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の門真市職員の育児休業等に関する条例第23条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第65号

門真市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正について

門真市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年門真市条例第23号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

門真市立上野口保育園を移転するに当たり、同園の名称及び位置を変更するにつき、本条例案を提出するものである。

門真市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

門真市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年門真市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 認定こども園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">門真市立大和田 こども園</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">門真市大橋町5番21号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		門真市立大和田 こども園	門真市大橋町5番21号	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 認定こども園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">門真市立上野口 保育園</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">門真市上野口町46番13 号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		門真市立上野口 保育園	門真市上野口町46番13 号
名称	位置												
略													
門真市立大和田 こども園	門真市大橋町5番21号												
名称	位置												
略													
門真市立上野口 保育園	門真市上野口町46番13 号												

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の門真市立幼保連携型認定こども園条例第2条に規定する門真市立上野口保育園（以下「上野口保育園」という。）が提供した利用者負担等（同条例第8条に規定する利用者負担等をいう。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において、上野口保育園に在園している者（施行日において小学校就学の始期に達する者を除く。）の保護者は、施行日においてこの条例による改正後の門真市立幼保連携型認定こども園条例第2条に規定する門真市立大和田こども園（以下「大和田こども園」という。）に係る同条例第6条の規定による入園の承諾を受けたものとみなす。ただし、当該保護者が大和田こども園への入園を希望しない場合は、この限りでない。

(準備行為)

- 4 大和田こども園への入園の承諾に関する手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第66号

門真市立学校設置条例の一部改正について

門真市立学校設置条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

門真市立北巣本小学校を廃止し、門真市立四宮小学校の名称及び位置を変更する等につき、本条例案を提出するものである。

門真市立学校設置条例の一部を改正する条例

第1条 門真市立学校設置条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
） 略		） 略	
門真市立北巢 本四宮小学校	門真市北巢本町2番11号	門真市立四宮 小学校	門真市四宮2丁目8番1号
） 略		） 略	
） 略		門真市立北巢 本小学校	門真市北巢本町2番11号
） 略		） 略	

第2条 門真市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
） 略		） 略	
門真市立四宮 小学校	門真市四宮2丁目8番1号	門真市立北巢 本四宮小学校	門真市北巢本町2番11号
） 略		） 略	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和11年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第4項の規定 公布の日
- (2) 第1条及び次項の規定 令和8年4月1日
- (3) 附則第5項の規定 令和10年4月1日
（門真市立放課後児童クラブ条例の一部改正）

2 門真市立放課後児童クラブ条例（平成16年門真市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（名称及び位置）	（名称及び位置）
第2条 放課後児童クラブの名称及び位置	第2条 放課後児童クラブの名称及び位置

改正後		改正前	
は、次の表のとおりとする。		は、次の表のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
} 略		} 略	
門真市立北巢本四宮小学校放課後児童クラブ	門真市北巢本町2番11号	門真市立四宮小学校放課後児童クラブ	門真市四宮2丁目8番1号
} 略		} 略	
} 略		門真市立北巢本小学校放課後児童クラブ	門真市北巢本町2番11号
} 略		} 略	

3 門真市立放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 放課後児童クラブの名称及び位置は、次の表のとおりとする。		第2条 放課後児童クラブの名称及び位置は、次の表のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
} 略		} 略	
門真市立四宮小学校放課後児童クラブ	門真市四宮2丁目8番1号	門真市立北巢本四宮小学校放課後児童クラブ	門真市北巢本町2番11号
} 略		} 略	

(準備行為)

- 4 附則第2項の規定による改正後の門真市立放課後児童クラブ条例第2条に規定する門真市立北巢本四宮小学校放課後児童クラブに係る入会の許可等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 5 附則第3項の規定による改正後の門真市立放課後児童クラブ条例第2条に規定する門真市立四宮小学校放課後児童クラブに係る入会の許可等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第67号

令和7年度門真市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度門真市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,768,990千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88,582,172千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10	地方交付税	6,902,838	635,381	7,538,219
	1 地方交付税	6,902,838	635,381	7,538,219
14	国庫支出金	23,247,575	△526,389	22,721,186
	1 国庫負担金	15,236,309	48,151	15,284,460
	2 国庫補助金	7,969,526	△574,551	7,394,975
	3 委託金	41,740	11	41,751
15	府支出金	5,893,380	7,244	5,900,624
	1 府負担金	3,877,774	3,225	3,880,999
	2 府補助金	1,251,870	3,486	1,255,356
	3 委託金	763,736	533	764,269
17	寄附金	2,011,627	10,374	2,022,001
	1 寄附金	2,011,627	10,374	2,022,001
18	繰入金	5,096,618	△676,510	4,420,108
	1 基金繰入金	5,096,618	△676,510	4,420,108
19	諸収入	539,550	19,144	558,694
	5 雑入	499,617	19,144	518,761
20	市債	16,550,400	2,278,300	18,828,700
	1 市債	16,550,400	2,278,300	18,828,700
21	繰越金	0	21,446	21,446
	1 繰越金	0	21,446	21,446
	歳 入 合 計	86,813,182	1,768,990	88,582,172

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	8,750,050	41,815	8,791,865
	1 総務管理費	7,366,930	39,673	7,406,603
	2 徴税費	608,661	1,100	609,761
	3 戸籍住民基本台帳費	491,847	509	492,356
	5 統計調査費	133,315	533	133,848
3	民生費	36,105,358	361,698	36,467,056
	1 社会福祉費	13,251,237	124,864	13,376,101
	2 児童福祉費	9,972,730	113,297	10,086,027
	3 生活保護費	11,074,307	123,537	11,197,844
4	衛生費	3,853,749	23,349	3,877,098
	1 保健衛生費	1,405,937	23,268	1,429,205
	2 清掃費	2,447,812	81	2,447,893
7	土木費	10,038,600	△48,350	9,990,250
	4 都市計画費	5,519,724	△48,350	5,471,374
9	教育費	19,846,658	1,387,168	21,233,826
	1 教育総務費	10,113,341	1,378,651	11,491,992
	3 中学校費	384,583	6,575	391,158
	4 幼稚園費	54,656	2	54,658
	5 社会教育費	7,449,915	1,940	7,451,855
12	予備費	57,327	3,310	60,637
	1 予備費	57,327	3,310	60,637
	歳 出 合 計	86,813,182	1,768,990	88,582,172

第2表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額
財務会計システム業務委託	令和8年度	千円 8,470
戸籍情報システム機器移設及び動作確認 対応業務（戸籍事務）	令和7年度 ） 令和8年度	1,638
封入封緘業務委託（7）	令和8年度	7,370
仮庁舎移転における番号発券機材増設 （国民年金事務）	令和7年度 ） 令和8年度	684
（仮称）門真市立第四中学校区小中一貫 校他整備工事（令和7年度物価上昇対応 分）	令和8年度	362,237

変 更

事 項	変 更 前	
	期 間	限 度 額
拠点開発型市街地住宅等整備事業 (2)	令和8年度	千円
)	435,166
	令和9年度	
(仮称)門真市立第四中学校区小中一 貫校維持管理業務委託	令和7年度	
)	30,606
	令和8年度	

変 更 後	
期 間	限 度 額
令和7年度	千円
）	483,516
令和10年度	
令和7年度	
）	56,125
令和10年度	

第3表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法
公共施設等整備	千円 6,152,800	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ30 年以内に半年賦及び年 賦元利均等又は半年賦 及び年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期間を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利 に借換えすることがで きる。
社会福祉施設等整備	751,100			
住宅市街地総合整備	1,485,700			
学校教育施設等整備	6,223,800			
計	14,613,400			

補正後			
限度額	起債の方法	利率	償還方法
千円 6,166,500	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ30 年以内に半年賦及び年 賦元利均等又は半年賦 及び年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期間を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利 に借換えすることがで きる。
824,300			
1,467,700			
8,433,200			
16,891,700			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
10 地方交付税	6,902,838	635,381	7,538,219
14 国庫支出金	23,247,575	△526,389	22,721,186
15 府支出金	5,893,380	7,244	5,900,624
17 寄附金	2,011,627	10,374	2,022,001
18 繰入金	5,096,618	△676,510	4,420,108
19 諸収入	539,550	19,144	558,694
20 市債	16,550,400	2,278,300	18,828,700
21 繰越金	0	21,446	21,446
歳入合計	86,813,182	1,768,990	88,582,172

2 歳 入

10 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	千円 6,902,838	千円 635,381	千円 7,538,219
計	6,902,838	635,381	7,538,219

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	15,155,497	47,916	15,203,413
3 教育費国庫負担金	23,555	235	23,790
計	15,236,309	48,151	15,284,460

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	427,127	5,097	432,224
3 衛生費国庫補助金	113,343	△4,000	109,343

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	千円 635,381	普通交付税	千円

1 生活保護費等 負担金	46,119	介護扶助費等負担金過年度分 医療扶助費等負担金過年度分	4,870 41,249
5 子育てのための 施設等利用 給付費交付金	4	子育てのための施設等利用給付費交付金過年度分	
11 助産施設等委 託負担金	91	助産施設等委託負担金過年度分	
42 児童手当負担 金	1,702	児童手当過年度負担金	
2 子育てのための 施設等利用 給付費交付金	235	子育てのための施設等利用給付費交付金過年度分	

2 子ども・子育て て支援交付金	5,097	子ども・子育て支援交付金 子ども・子育て支援交付金過年度分	1,546 3,551
17 出産・子育て 応援交付金	△4,000	出産・子育て応援交付金	

10款 地方交付税 14款 国庫支出金

1 4 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
5 土木費国庫補助金	千円 3,782,875	千円 △24,175	千円 3,758,700
6 教育費国庫補助金	2,405,884	△551,473	1,854,411
計	7,969,526	△574,551	7,394,975

1 4 款 国庫支出金
3 項 委託金

2 民生費委託金	40,756	11	40,767
計	41,740	11	41,751

1 5 款 府支出金
1 項 府負担金

1 民生費府負担金	3,864,068	3,108	3,867,176
-----------	-----------	-------	-----------

節		金額	説明
区分			
16	社会資本整備 総合交付金	千円 △24,175	住宅市街地総合整備事業費補助金
46	学校施設環境 改善交付金	6,277	学校給食施設整備事業交付金
60	都市構造再編 集中支援事業 費補助金	△557,800	都市構造再編集中支援事業費補助金
68	教育支援体制 整備事業費交 付金	50	教育支援体制整備事業費交付金

70	社会福祉委託 金	11	基礎年金等事務費交付金

6	子育てのため の施設等利用 給付費交付金	2	子育てのための施設等利用給付費交付金過年度分
11	助産施設等委 託負担金	45	助産施設等委託負担金過年度分

14款 国庫支出金 15款 府支出金

15款 府支出金
1項 府負担金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 教育費府負担金	11,777	117	11,894
計	3,877,774	3,225	3,880,999

15款 府支出金
2項 府補助金

2 民生費府補助金	625,475	1,486	626,961
3 衛生費府補助金	25,559	2,000	27,559
計	1,251,870	3,486	1,255,356

15款 府支出金
3項 委託金

1 総務費委託金	347,572	533	348,105
計	763,736	533	764,269

17款 寄附金
1項 寄附金

4 教育費寄附金	0	10,374	10,374
計	2,011,627	10,374	2,022,001

節		金額	説明
区分			
93	自立支援医療負担金	千円 3,061	障がい者医療費等府費負担金（過年度分）
2	子育てのための施設等利用給付費交付金	117	子育てのための施設等利用給付費交付金過年度分

31	子ども・子育て支援交付金	1,486	子ども・子育て支援交付金
30	出産・子育て応援交付金	2,000	出産・子育て応援交付金

2	統計調査委託金	533	国勢調査委託金

1	教育費寄附金	10,374	教育費寄附金

15款 府支出金 17款 寄附金

18款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
5 まちづくり整備基金繰入金	千円 1,505,439	千円 △6,175	千円 1,499,264
7 教育振興基金繰入金	1,257,263	△280,335	976,928
10 財政調整基金繰入金	870,000	△390,000	480,000
計	5,096,618	△676,510	4,420,108

19款 諸収入

5項 雑入

2 雑入	498,971	19,144	518,115
計	499,617	19,144	518,761

20款 市債

1項 市債

1 総務債	789,700	13,700	803,400
2 民生債	751,100	73,200	824,300

節		説	明
区 分	金 額		
1 まちづくり整備基金繰入金	千円 △6,175	まちづくり整備基金繰入金	千円
1 教育振興基金繰入金	△280,335	教育振興基金繰入金	
1 財政調整基金繰入金	△390,000	財政調整基金繰入金	

10 補助金返還金	198	令和5年度有料老人ホーム等感染拡大防止対策補助金返還金	
99 雑入	18,946	介護保険事業特別会計地域支援事業繰出金返還金（過年度分）	57
		介護保険事業特別会計事務費繰出金返還金（過年度分）	771
		四條畷市環境センター運営管理負担金精算金	7,689
		くすのき広域連合解散に伴う事務承継負担金精算還付金	10,429

11 デジタル活用推進事業債	13,700	公金収納デジタル化債	
6 行政改革推進債	7,300	公共施設整備事業債	

18款 繰入金 19款 諸収入 20款 市債

20款 市債
1項 市債

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 土木債	2,778,000	△18,000	2,760,000
6 教育債	11,547,900	2,209,400	13,757,300
計	16,550,400	2,278,300	18,828,700

21款 繰越金
1項 繰越金

1 繰越金	0	21,446	21,446
計	0	21,446	21,446

節		金額	説明	千円
区分	金額			
17	公共施設等適正管理推進事業債	65,900	新統合学校放課後児童クラブ整備事業債	
22	一般補助施設等整備事業債	△18,000	住宅市街地総合整備事業債	
16	公共施設等適正管理推進事業債	1,736,200	新統合学校整備事業債	
34	行政改革推進債	192,900	公共施設整備事業債	
37	デジタル活用推進事業債	280,300	校内LAN環境整備事業債 児童生徒用端末購入事業債 ICT機器（大型提示装置）整備事業債	133,100 143,200 4,000

1	前年度繰越金	21,446	前年度繰越金	

20款 市債 21款 繰越金

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 5,512,098	千円 489	千円 5,512,587	千円	千円	千円	千円 489
5 会計管理費	43,392	15,293	58,685		13,700 市債 13,700		1,593
10 広聴費	8,847	4	8,851				4
13 文化芸術振 興費	171,644	2,441	174,085				2,441
20 財政調整基 金費	0	21,446	21,446				21,446

節		説明	明
区分	金額		
12 役務費	千円 7	○施策評価対象外事業	千円
14 使用料及び賃借料	482	庁舎管理（当直・清掃・駐車場等）事務	489
		役務費	7
		手数料	7
		使用料及び賃借料	482
		使用料及び賃借料（物件費）	482
		テレビ受信料	482
13 委託料	15,293	○施策評価対象外事業	
		審査・金銭・物品出納及び決算事務	15,293
		委託料	15,293
		各種業務委託料（費用）	15,293
		財務会計システム業務委託料	15,293
13 委託料	4	○安全・安心な暮らしを支える体制づくり	
		市民相談事業	4
		委託料	4
		各種業務委託料（費用）	4
		法律相談業務委託料	4
14 使用料及び賃借料	2,441	○暮らしに息づく文化芸術の推進	
		市民文化会館運営事業	2,441
		使用料及び賃借料	2,441
		使用料及び賃借料（物件費）	2,441
		テレビ受信料	2,441
25 積立金	21,446	○施策評価対象外事業	
		財政調整基金積立事業	21,446
		積立金	21,446
		財政調整基金（流動資産）	21,446
		基金積立金	21,446

2 款 総務費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	千円 7,366,930	千円 39,673	千円 7,406,603	千円 0	千円 13,700	千円 0	千円 25,973

2 款 総務費

2 項 徴税费

2 賦課徴収費	223,281	1,100	224,381				1,100
計	608,661	1,100	609,761	0	0	0	1,100

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	491,847	509	492,356				509
-------------	---------	-----	---------	--	--	--	-----

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

13 委託料	1,100	○施策評価対象外事業
		税政関係事務 330
		委託料 330
		各種業務委託料（費用） 330
		封入業務委託料 330
		個人市民税課税事務 770
		委託料 770
		各種業務委託料（費用） 770
		封入業務委託料 770

9 旅費	72	○施策評価対象外事業
		住基ネット公的個人認証サービス事業 437
13 委託料	437	委託料 437
		各種業務委託料（費用） 437
		住基ネットワークシステム業務委託料 437
		戸籍事務 69
		旅費 69
		費用弁償 69
		旅券発給事務 3
		旅費 3
		費用弁償 3

2 款 総務費

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	千円 491,847	千円 509	千円 492,356	千円 0	千円 0	千円 0	千円 509

2 款 総務費

5 項 統計調査費

1 統計調査総務費	133,315	533	133,848	533 府支出金 533			
計	133,315	533	133,848	533	0	0	0

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	7,924,496	117,434	8,041,930				117,434
-----------	-----------	---------	-----------	--	--	--	---------

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

3 職員手当等	533	○施策評価対象外事業	
		統計書作成事業	533
		職員手当等	533
		期末手当	303
		勤勉手当	230

1 報酬	395	○障がい児（者）等への支援	
		障がい者福祉センター運営事業	28
9 旅費	112	使用料及び賃借料	28
14 使用料及び賃借料	28	使用料及び賃借料（物件費）	28
		テレビ受信料	28
		地域生活支援事業	39
23 償還金利息及び割引料	116,899	償還金利息及び割引料	39
		過年度過誤納還付	39
		令和6年度地域生活支援事業費国庫補助金返還金	39
		障がい者ケースワーク事業	112
		旅費	112
		費用弁償	112
		障がい者等支援給付事業	76,464
		償還金利息及び割引料	76,464
		過年度過誤納還付	76,464

2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		令和6年度障がい者自立支援給付費等国庫負担金返還金 76,160
		令和6年度障がい児入所給付費等国庫負担金返還金 302
		令和6年度障がい者自立支援給付費等府費負担金返還金 2
		○生活保障と自立支援
		生活困窮者自立支援事業 4,128
		償還金利子及び割引料 4,128
		過年度過誤納還付 4,128
		令和6年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金返還金 3,456
		令和6年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金返還金 672
		○施策評価対象外事業
		自立支援医療公費負担事業 35,861
		償還金利子及び割引料 35,861
		過年度過誤納還付 35,861
		令和6年度障がい者医療費国庫負担金返還金 35,819
		令和6年度育成医療府費負担金返還金 42
		○施策評価対象外事業
		特別障がい者手当等支給事業 407
		償還金利子及び割引料 407
		過年度過誤納還付 407
		令和6年度特別障がい者手当給付費国庫負担金返還金 407
		障がい支援区分等認定事業 395
		報酬 395
		会計年度任用職員 395

3 款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 老人福祉費	千円 2,574,828	千円 7,419	千円 2,582,247	千円	千円	千円 198 諸収入 198	千円 7,221
3 国民年金費	38,511	11	38,522	11 国庫支出金 11			
計	13,251,237	124,864	13,376,101	11	0	198	124,655

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	954,981	89,536	1,044,517	3,032 国庫支出金 1,546 府支出金 1,486	73,200 市債 73,200		13,304
-----------	---------	--------	-----------	--	------------------------	--	--------

節		説明	金額
区分	金額		
23	償還金利子及び割引料	千円 7,419	千円
		○高齢者への支援	
		介護保険サービス実施事業	7,221
		償還金利子及び割引料	7,221
		過年度過誤納還付	7,221
		低所得者保険料軽減負担金国庫負担金返還金	4,814
		低所得者保険料軽減負担金府負担金返還金	2,407
		有料老人ホーム等感染拡大防止対策支援事業	198
		償還金利子及び割引料	198
		過年度過誤納還付	198
		令和5年度大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金返還金	198
9	旅費	11	
		○施策評価対象外事業	
		国民年金事務	11
		旅費	11
		費用弁償	11

3	職員手当等	6	○みんなで支え合う子育て環境づくり
13	委託料	4,400	養育支援訪問事業
			320
15	工事請負費	73,234	償還金利子及び割引料
			320
23	償還金利子及び割引料	11,896	過年度過誤納還付
			320
			令和6年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金
			320
			地域子育て支援センター運営事業
			1,877
			償還金利子及び割引料
			1,877
			過年度過誤納還付
			1,877

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		令和6年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 1,877
		放課後児童クラブ運営事業 2,220
		償還金利子及び割引料 2,220
		過年度過誤納還付 2,220
		子ども・子育て支援交付金国庫補助金過年度分返還金 2,220
		子育て世帯訪問支援事業 87
		償還金利子及び割引料 87
		過年度過誤納還付 87
		令和6年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 87
		○子育て世帯への支援
		子育て短期支援事業 47
		償還金利子及び割引料 47
		過年度過誤納還付 47
		令和6年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 47
		家庭児童相談事業 4,406
		委託料 4,400
		各種業務委託料（費用） 4,400
		家庭児童相談システム業務委託料 4,400
		償還金利子及び割引料 6
		過年度過誤納還付 6
		令和6年度児童虐待防止対策等支援事業費国庫補助金返還金 6
		ひとり親自立支援事業 7,319
		償還金利子及び割引料 7,319
		過年度過誤納還付 7,319

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 児童措置費	7,328,963	23,761	7,352,724				23,761

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		令和6年度母子家庭等対策総合支援事業費補助金返還金 7,319
		○学校施設と教育環境の充実
		学校適正配置推進事業 73,234
		工事請負費 73,234
		工事請負費（資産） 73,234
		（仮称）第四中学校区小中一貫校放課後児童クラブ整備工事 73,234
		○母子保健の充実
		こんにちは赤ちゃん事業 20
		償還金利子及び割引料 20
		過年度過誤納還付 20
		令和6年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 20
		○施策評価対象外事業
		保育所入所等事業 6
		職員手当等 6
		通勤手当 6
23 償還金利子及び割引料	23,761	○子育て世帯への支援
		母子生活支援施設入所事業 5
		償還金利子及び割引料 5
		過年度過誤納還付 5
		令和5年度児童入所施設措置費等国庫負担金返還金 3
		令和5年度児童入所施設措置費等府費負担金返還金 2
		○就学前教育・保育の充実
		民間保育所等補助事業 20,116
		償還金利子及び割引料 20,116

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		過年度過誤納還付 20,116
		子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金返還金 433
		子ども・子育て支援交付金国庫補助金過年度分返還金 8,875
		保育対策総合支援事業費補助金国庫補助金過年度分返還金 10,808
		病児・病後児保育事業 971
		償還金利子及び割引料 971
		過年度過誤納還付 971
		子ども・子育て支援交付金国庫補助金過年度分返還金 971
		保育士等確保事業 1,506
		償還金利子及び割引料 1,506
		過年度過誤納還付 1,506
		保育対策総合支援事業費補助金国庫補助金過年度分返還金 1,506
		○施策評価対象外事業
		児童手当支給事業 674
		償還金利子及び割引料 674
		過年度過誤納還付 674
		令和6年度児童手当国庫負担金返還金 674
		○施策評価対象外事業
		助産施設入所事業 488
		償還金利子及び割引料 488
		過年度過誤納還付 488
		令和6年度児童入所施設措置費等国庫負担金返還金 325

3 款 民生費

3款 民生費
2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	9,972,730	113,297	10,086,027	3,032	73,200	0	37,065

3款 民生費
3項 生活保護費

1 生活保護総務費	716,516	123,537	840,053				123,537
計	11,074,307	123,537	11,197,844	0	0	0	123,537

4款 衛生費
1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	563,177	3,516	566,693	△2,000			5,516
				国庫支出金			
				△4,000			
				府支出金			
				2,000			

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		令和6年度児童入所施設措置費等府費負担金返還金 163
		○施策評価対象外事業
		子育てのための施設等利用給付事業 1
		償還金利子及び割引料 1
		過年度過誤納還付 1
		子育てのための施設等利用給付交付金府負担金過年度分返還金 1

23 償還金利子及び割引料	123,537	○施策評価対象外事業
		生活保護給付事業 123,537
		償還金利子及び割引料 123,537
		過年度過誤納還付 123,537
		生活扶助費等国庫負担金過年度分返還金 117,486
		生活保護費府費負担金過年度分返還金 6,051

23 償還金利子及び割引料	3,516	○子育て世帯への支援
		未熟児養育医療給付事業 1,371
		償還金利子及び割引料 1,371
		過年度過誤納還付 1,371
		令和6年度未熟児養育医療給付国庫負担金返還金 1,371

3款 民生費 4款 衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 予防費	534,632	19,752	554,384				19,752
計	1,405,937	23,268	1,429,205	△2,000	0	0	25,268

4款 衛生費

2項 清掃費

5 リサイクル プラザ費	12,997	81	13,078				81
-----------------	--------	----	--------	--	--	--	----

節		説明	金額
区分	金額		
	千円	千円	
		母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業	80
		償還金利子及び割引料	80
		過年度過誤納還付	80
		令和6年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金	80
		○母子保健の充実	
		妊娠・出産包括支援事業	2,065
		償還金利子及び割引料	2,065
		過年度過誤納還付	2,065
		令和6年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金	2,065
23 償還金利子及び割引料	19,752	○生涯を通じた健康づくりと病気の予防対策	
		予防接種事業	1,588
		償還金利子及び割引料	1,588
		過年度過誤納還付	1,588
		令和6年度感染症予防事業費等補助金返還金	1,588
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	18,164
		償還金利子及び割引料	18,164
		過年度過誤納還付	18,164
		令和5年度接種体制確保事業費国庫補助金返還金	8,333
		令和5年度接種対策費負担金返還金	9,831

9 旅費	5	○地球環境保全	
		リサイクルプラザ運営・管理事業	81
		旅費	5

4款 衛生費

4款 衛生費
2項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	2,447,812	81	2,447,893	0	0	0	81

7款 土木費
4項 都市計画費

7 住宅市街地 総合整備事 業費	4,032,189	△48,350	3,983,839	△24,175 国庫支出金	△18,000 市債	△6,175 繰入金	
				△24,175	△18,000	△6,175	
計	5,519,724	△48,350	5,471,374	△24,175	△18,000	△6,175	0

9款 教育費
1項 教育総務費

2 事務局費	9,584,070	1,377,562	10,961,632	△551,473 国庫支出金	2,209,400 市債	△280,335 繰入金	△30
				△551,473	2,209,400	△280,335	
3 教育振興費	509,157	1,085	510,242				1,085

節		説 明	千円
区 分	金 額		
14 使用料及び賃借料	千円 76	費用弁償	5
		使用料及び賃借料	76
		使用料及び賃借料（物件費）	76
		テレビ受信料	76

19 負担金補助及び交付金	△48,350	○まちなみづくり	
		密集市街地整備事業	△48,350
		負担金補助及び交付金	△48,350
		補助金	△48,350
		住宅市街地整備事業助成金	△48,350

11 需用費	20	○学校施設と教育環境の充実	
15 工事請負費	1,377,542	学校適正配置推進事業	1,377,542
		工事請負費	1,377,542
		工事請負費（資産）	1,377,542
		（仮称）第四中学校区小中一貫校他整備工事	1,377,542
		学校施設営繕事業	20
		需用費	20
		修繕料	20
		その他修繕料	20
1 報酬	374	○学校教育の推進	

4 款 衛生費 7 款 土木費 9 款 教育費

9款 教育費

1項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 人権教育推進費	8,098	4	8,102				4
計	10,113,341	1,378,651	11,491,992	△551,473	2,209,400	△280,335	1,059

9款 教育費

3項 中学校費

1 学校管理費	321,156	6,575	327,731				6,575
計	384,583	6,575	391,158	0	0	0	6,575

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金利息及び割引料	千円 711	医療的ケア児に対する看護師配置事業 374
		報酬 374
		会計年度任用職員 374
		○児童・生徒の健全育成
		「チーム学校」支援体制充実事業 711
		償還金利息及び割引料 711
		過年度過誤納還付 711
		令和6年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 711
23 償還金利息及び割引料	4	○平和と人権の尊重
		人権教育推進支援事業 4
		償還金利息及び割引料 4
		過年度過誤納還付 4
		子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金返還金 4

11 需用費	6,575	○学校施設と教育環境の充実
		学校施設営繕事業 6,575
		需用費 6,575
		修繕料 6,575
		施設等修繕料 6,575

9 款 教育費

9款 教育費

4項 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 教育振興費	千円 54,656	千円 2	千円 54,658	千円	千円	千円	千円 2
計	54,656	2	54,658	0	0	0	2

9款 教育費

5項 社会教育費

1 社会教育総務費	6,981,606	1,940	6,983,546			10,374	△8,434
						寄附金 10,374	
計	7,449,915	1,940	7,451,855	0	0	10,374	△8,434

12款 予備費

1項 予備費

1 予備費	57,327	3,310	60,637				3,310
計	57,327	3,310	60,637	0	0	0	3,310

節		説 明	千円
区 分	金 額		
23 償還金利子及び割引料	千円 2	○子育て世帯への支援	
		保育所等給食費補助事業	2
		償還金利子及び割引料	2
		過年度過誤納還付	2
		子ども・子育て支援交付金国庫補助金過年度分返還金	2

12 役務費	1,940	○地域教育環境の充実	
		(仮称) 市立生涯学習複合施設建設事業	1,940
		役務費	1,940
		手数料	1,940

9 款 教育費 12 款 予備費

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職 (1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(304) 831	553,949	2,846,417	2,593,416	5,993,782	1,524,254	7,518,036	
補 正 前	(304) 831	553,180	2,846,417	2,592,877	5,992,474	1,524,254	7,516,728	
比 較	(-) -	769	-	539	1,308	-	1,308	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	89,450	458,132	214,231	77,771	110,184	823,175	695,039
	補 正 前	89,450	458,132	214,231	77,765	110,184	822,872	694,809
	比 較	-	-	-	6	-	303	230
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	62,029	60,000	-	734	2,671	-	
	補 正 前	62,029	60,000	-	734	2,671	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

ア 会計年度任用職員以外の職員 () 内は、短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(3) 735	2,654,733	2,278,030	4,932,763	1,383,548	6,316,311	
補 正 前	(3) 735	2,654,733	2,278,030	4,932,763	1,383,548	6,316,311	
比 較	(-) -	-	-	-	-	-	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	89,450	431,292	213,468	72,546	110,184	677,058	568,612
	補 正 前	89,450	431,292	213,468	72,546	110,184	677,058	568,612
	比 較	-	-	-	-	-	-	-
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	62,029	50,000	-	720	2,671	-	
	補 正 前	62,029	50,000	-	720	2,671	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

イ 会計年度任用職員 () 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員(外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(301) 96	553,949	191,684	315,386	1,061,019	140,706	1,201,725	
補 正 前	(301) 96	553,180	191,684	314,847	1,059,711	140,706	1,200,417	
比 較	(-) -	769	-	539	1,308	-	1,308	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
		補 正 後	-	26,840	763	5,225	-	146,117
	補 正 前	-	26,840	763	5,219	-	145,814	126,197
	比 較	-	-	-	6	-	303	230
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	-	10,000	-	14	-	-	
	補 正 前	-	10,000	-	14	-	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	769	報酬改定に伴う増減分	-	
		その他の増減分	769	
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-	
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	-	
職 員 手 当	539	制度改正に伴う増減分	-	
		その他の増減分	539	通勤手当 期末手当 勤勉手当

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-	
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	-	
職員手当	-	制度改正に伴う増減分	-	
		その他の増減分	-	

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	769	報酬改定に伴う増減分	-	
		その他の増減分	769	
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-	
		その他の増減分	-	
職員手当	539	制度改正に伴う増減分	-	
		その他の増減分	539	通勤手当 期末手当 勤勉手当

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			
		支 出 見 込 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
拠点開発型市街地住宅等 整備事業（２）	483,516	-	-	令和7年度 ） 令和10年度	483,516	241,758	181,200	-	60,558
（仮称）門真市立第四中 学校区小中一貫校維持管 理業務委託	56,125	-	-	令和7年度 ） 令和10年度	56,125	-	-	-	56,125
財務会計システム業務委 託	8,470	-	-	令和8年度	8,470	-	-	-	8,470
戸籍情報システム機器移 設及び動作確認対応業務 （戸籍事務）	1,638	-	-	令和7年度 ） 令和8年度	1,638	-	-	-	1,638
封入封緘業務委託（７）	7,370	-	-	令和8年度	7,370	-	-	-	7,370
仮庁舎移転における番号 発券機材増設（国民年金 事務）	684	-	-	令和7年度 ） 令和8年度	684	684	-	-	-
（仮称）門真市立第四中 学校区小中一貫校他整備 工事（令和7年度物価上 昇対応分）	362,237	-	-	令和8年度	362,237	-	326,000	-	36,237

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前々年度末 現在高 千円	前年度末現在高 見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額 千円
			当該年度中起債 見込額 千円	当該年度中元金 償還見込額 千円	
1. 普通債	31,827,794	39,286,153	18,238,700	2,983,504	54,541,349
(1) 総務債	5,506,741	4,958,264	803,400	734,091	5,027,573
(2) 民生債	1,655,275	1,852,592	824,300	129,846	2,547,046
(3) 衛生債	2,518,707	3,930,575	51,400	386,331	3,595,644
(4) 商工債	8,600	8,600	—	—	8,600
(5) 土木債	2,937,370	4,037,245	1,755,400	537,574	5,255,071
(6) 公営住宅債	12,631,139	14,102,140	1,004,600	681,919	14,424,821
(7) 消防債	62,957	89,204	42,300	10,011	121,493
(8) 教育債	6,507,005	10,307,533	13,757,300	503,732	23,561,101
2. 災害復旧	6,713	5,601	—	1,112	4,489
(1) 衛生債	5,738	4,788	—	950	3,838
(2) 土木債	975	813	—	162	651
3. その他	20,246,587	18,482,559	590,000	1,940,747	17,131,812
(1) 減税補てん債	48,225	20,508	—	15,769	4,739
(2) 臨時財政対策債	20,044,462	18,317,161	—	1,915,963	16,401,198
(3) 減収補てん債	153,900	144,890	590,000	9,015	725,875
合 計	52,081,094	57,774,313	18,828,700	4,925,363	71,677,650

議案第68号

令和7年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度門真市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87,114千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,248,403千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7	国庫支出金	0	10,406	10,406
	1 国庫補助金	0	10,406	10,406
8	繰越金	0	76,708	76,708
	1 繰越金	0	76,708	76,708
	歳入合計	14,161,289	87,114	14,248,403

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	417,761	10,406	428,167
	1 総務管理費	417,633	10,406	428,039
6	諸支出金	13,200	16,933	30,133
	1 償還金及び還付加算金	13,200	16,933	30,133
7	予備費	90,000	△16,933	73,067
	1 予備費	90,000	△16,933	73,067
8	基金積立金	0	76,708	76,708
	1 基金積立金	0	76,708	76,708
	歳 出 合 計	14,161,289	87,114	14,248,403

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
10,406			
			16,933
			△16,933
			76,708
10,406	0	0	76,708

2 歳 入

7 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 子ども・子育て支援事業費補助金	千円 0	千円 10,406	千円 10,406
計	0	10,406	10,406

8 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	0	76,708	76,708
計	0	76,708	76,708

節		説	明
区 分	金 額		
1 子ども・子育て支援事業費補助金	千円 10,406	子ども・子育て支援事業費補助金	千円

1 前年度繰越金	76,708	前年度繰越金

国民健康保険事業特別会計

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 414,094	千円 10,406	千円 424,500	千円 10,406 国庫支出金 10,406	千円	千円	千円
計	417,633	10,406	428,039	10,406	0	0	0

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

5 償還金	0	16,933	16,933				16,933
計	13,200	16,933	30,133	0	0	0	16,933

7 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	90,000	△16,933	73,067				△16,933
計	90,000	△16,933	73,067	0	0	0	△16,933

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	千円 10,406	千円 ○施策評価対象外事業 健康保険賦課事業 10,406 委託料 10,406 各種業務委託料（費用） 10,406 子ども・子育て支援金制度システム改修業務委託料 10,406

23 償還金利子及び割引料	16,933	○健康保険制度の適正な運営 健康保険管理事業 16,933 償還金利子及び割引料 16,933 過年度過誤納還付 16,933 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金返還金 6 保険給付費等交付金償還金 16,927
---------------	--------	--

--	--	--

国民健康保険事業特別会計

8 款 基金積立金
1 項 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 国民健康保険財政調整基金積立金	千円 0	千円 76,708	千円 76,708	千円	千円	千円	千円 76,708
計	0	76,708	76,708	0	0	0	76,708

節		説	明
区 分	金 額		
25 積立金	千円 76,708	○施策評価対象外事業	千円
		国民健康保険財政調整基金積立事業	76,708
		積立金	76,708
		財政調整基金（流動資産）	76,708
		基金積立金	76,708

国民健康保険事業特別会計

議案第69号

令和7年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度門真市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,542千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,299,175千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6	国庫支出金	0	3,542	3,542
	1 国庫補助金	0	3,542	3,542
	歳入合計	2,295,633	3,542	2,299,175

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	38,297	3,542	41,839
	1 総務管理費	31,158	3,542	34,700
	歳 出 合 計	2,295,633	3,542	2,299,175

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
6 国庫支出金	0	3,542	3,542
歳入合計	2,295,633	3,542	2,299,175

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 38,297	千円 3,542	千円 41,839
歳 出 合 計	2,295,633	3,542	2,299,175

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
3,542			
3,542	0	0	0

2 歳 入

6 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 子ども・子育て支援事業費補助金	千円 0	千円 3,542	千円 3,542
計	0	3,542	3,542

節		説	明
区 分	金 額		
1 子ども・子育て支援事業費補助金	千円 3,542	子ども・子育て支援事業費補助金	千円

後期高齢者医療事業特別会計

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 31,158	千円 3,542	千円 34,700	千円 3,542 国庫支出金 3,542	千円	千円	千円
計	31,158	3,542	34,700	3,542	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	千円 3,542	○健康保険制度の適正な運営	千円
		後期高齢者医療事業	3,542
		委託料	3,542
		各種業務委託料（費用）	3,542
		子ども・子育て支援金制度システム改修業務委託料	
			3,542

後期高齢者医療事業特別会計

議案第70号

令和7年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度門真市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ501,390千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,334,814千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	3,612,422	1,820	3,614,242
	2 国庫補助金	1,001,908	1,820	1,003,728
5	府支出金	1,953,404	1,229	1,954,633
	2 府補助金	73,777	1,229	75,006
9	繰越金	0	498,341	498,341
	1 繰越金	0	498,341	498,341
	歳入合計	14,833,424	501,390	15,334,814

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	基金積立金	157,712	461,802	619,514
	1 基金積立金	157,712	461,802	619,514
7	諸支出金	10,200	39,588	49,788
	1 償還金及び還付加算金	10,200	39,588	49,788
	歳 出 合 計	14,833,424	501,390	15,334,814

補正額の財源内訳			
特 国府支出金	定 地方債	財 その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
			461,802
			39,588
0	0	0	501,390

2 歳 入

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 地域支援事業交付金	千円 147,560	千円 1,820	千円 149,380
計	1,001,908	1,820	1,003,728

5 款 府支出金

2 項 府補助金

1 地域支援事業交付金	73,777	1,229	75,006
計	73,777	1,229	75,006

9 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	0	498,341	498,341
計	0	498,341	498,341

節		金額	説明	千円
区分				
1	地域支援事業 交付金（介護 予防・日常生 活支援総合事 業）	千円 1,820	過年度分	

1	地域支援事業 交付金（介護 予防・日常生 活支援総合事 業）	1,229	過年度分	

1	前年度繰越金	498,341	前年度繰越金	

介護保険事業特別会計

3 歳 出

4 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 介護給付費 等準備基金 積立金	千円 157,712	千円 461,802	千円 619,514	千円	千円	千円	千円 461,802
計	157,712	461,802	619,514	0	0	0	461,802

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

3 償還金	0	39,588	39,588				39,588
計	10,200	39,588	49,788	0	0	0	39,588

節		説明	千円
区分	金額		
25	積立金	○施策評価対象外事業	
		介護給付費等準備基金積立事業	461,802
		積立金	461,802
		特定目的基金（固定資産）	461,802
		基金積立金	461,802

23	償還金利子及び割引料	○施策評価対象外事業	
		介護保険事業	39,588
		償還金利子及び割引料	39,588
		過年度過誤納還付	39,588
		介護給付費負担金国庫負担金返還金	13,343
		介護給付費交付金支払基金交付金返還金	12,185
		介護給付費負担金府費負担金返還金	11,165
		事務費繰入金返還金	771
		地域支援事業支援交付金支払基金交付金返還金	2,067
		地域支援事業繰入金返還金	57

介護保険事業特別会計

議案第71号

令和7年度門真市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度門真市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和7年度門真市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,488,542千円	434千円	2,488,976千円
第1項 営業費用	2,381,265千円	434千円	2,381,699千円

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

令和7年度

門真市水道事業会計補正予算(第2号)に関する
説明書

令和7年度門真市水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益の支出

収益の支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
			(千円)	(千円)	(千円)	
1. 水道事業費用			2,488,542	434	2,488,976	
	1. 営業費用		2,381,265	434	2,381,699	
		5. 総係費	220,794	434	221,228	

令和7年度門真市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(千円単位)
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	53,367
減価償却費	502,422
固定資産除却費	66,782
退職給付引当金の増減額(△は減少)	16
修繕引当金の増減額(△は減少)	△ 13,691
賞与・法定福利費引当金の増減額(△は減少)	2,166
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 8,208
長期前受金戻入額	△ 153,665
受取利息及び受取利息配当金	△ 8,686
支払利息	50,541
未収金の増減額(△は増加)	△ 38,439
未払金の増減額(△は減少)	△ 26,354
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 2,216
前受金の増減額(△は減少)	△ 1,840
預り金の増減額(△は減少)	5,787
小計	427,982
利息及び配当金の受取額	8,646
利息の支払額	△ 50,541
業務活動によるキャッシュ・フロー	386,087

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,089,950
有価証券の取得による支出	△ 100,000
国庫補助金等による収入	1,300
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	△ 98,997
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,287,647

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,287,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 201,427
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,085,673

資金増加額(又は減少額)	△ 815,887
資金期首残高	2,445,165
資金期末残高	1,629,278

令和7年度門真市水道事業予定損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1.営業収益			
(1) 給水収益	1,993,921		
(2) 受託工事収益	14,474		
(3) その他営業収益	<u>31,033</u>	2,039,428	
2.営業費用			
(1) 原水及び浄水費	1,064,894		
(2) 配水及び給水費	229,831		
(3) 受託工事費	16,375		
(4) 業務費	140,539		
(5) 総係費	216,954		
(6) 減価償却費	502,422		
(7) 資産減耗費	<u>71,847</u>	<u>2,242,862</u>	
営業損失			△ 203,434
3.営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	8,686		
(2) 補助金	75,051		
(3) 長期前受金戻入	153,665		
(4) 雑収益	18,769		
(5) 加入金	<u>54,000</u>	310,171	
4.営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	50,541		
(2) 雑支出	<u>2,829</u>	<u>53,370</u>	<u>256,801</u>
経常利益			53,367
5.特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6.特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
当年度純利益			53,367
前年度繰越利益剰余金			382
その他未処分利益剰余金変動額			<u>620,000</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>673,749</u></u>

令和7年度門真市水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1.	固 定 資 産				
	(1) 有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地		149,170		
	ロ 建 物	1,014,422			
	建 物 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 637,423</u>	376,999		
	ハ 構 築 物	24,653,050			
	構 築 物 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 10,903,394</u>	13,749,656		
	ニ 機 械 及 び 装 置	1,678,396			
	機 械 及 び 装 置 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,376,059</u>	302,337		
	ホ 車 両 運 搬 具	19,257			
	車 両 運 搬 具 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 18,294</u>	963		
	ヘ 工 具 、 器 具 及 び 備 品	104,628			
	工 具 、 器 具 及 び 備 品 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 90,408</u>	14,220		
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>555,477</u>		
	有 形 固 定 資 産 合 計			15,148,822	
	(2) 無 形 固 定 資 産				
	イ 電 話 加 入 権		<u>2,033</u>		
	無 形 固 定 資 産 合 計			2,033	
	(3) 投 資 そ の 他 の 資 産				
	イ 投 資 有 価 証 券		<u>499,971</u>		
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			<u>499,971</u>	
	固 定 資 産 合 計				15,650,826
2.	流 動 資 産				
	(1) 現 金 預 金			1,629,278	
	(2) 未 収 金				
	イ 営 業 未 収 金	256,563			
	貸 倒 引 当 金	<u>2,446</u>	254,117		
	ロ 営 業 外 未 収 金		75,220		
	ハ そ の 他 未 収 金		<u>29,211</u>		
	未 収 金 合 計			358,548	
	(3) 貯 蔵 品			19,339	
	(4) 前 払 金			<u>95,966</u>	
	流 動 資 産 合 計				<u>2,103,131</u>
	資 産 合 計				<u><u>17,753,957</u></u>

負債の部

	千円	千円	千円	千円
3. 固定負債				
(1) 企業債				
イ建設改良企業債			5,024,630	
(2) 引当金				
イ退職給付引当金	170,606			
ロ修繕引当金(従前)	221,674			
引当金合計			392,280	
固定負債合計				5,416,910
4. 流動負債				
(1) 企業債				
イ建設改良企業債			192,175	
(2) 未払金				
イ営業未払金	131,250			
ロ営業外未払金	12,250			
ハその他未払金	55,438			
未払金合計			198,938	
(3) 前受金			24,207	
(4) 引当金				
イ賞与引当金	20,370			
ロ法定福利費引当金	4,062			
引当金合計			24,432	
(5) 預り金				
イ預り保証金	2,916			
ロ預り金	988			
ハ下水道使用料預り金	171,237			
預り金合計			175,141	
流動負債合計				614,893
5. 繰延収益				
(1) 長期前受金				
イ受贈財産評価額	289,644			
受贈財産評価額収益化累計額	△ 166,749		122,895	
ロ工事負担金	5,616,411			
工事負担金収益化累計額	△ 3,201,384		2,415,027	
ハ国庫補助金	101,147			
国庫補助金収益化累計額	△ 13,362		87,785	
長期前受金合計				2,625,707
負債合計				<u>8,657,510</u>

資本の部

6. 資本				
(1) 資本金				7,482,426
7. 剰余金				
(1) 資本剰余金			23,272	
(2) 利益剰余金				
イ減債積立金	50,000			
ロ建設改良積立金	867,000			
ハ当年度未処分利益剰余金	673,749			
利益剰余金合計			1,590,749	
資本合計				<u>1,614,021</u>
負債資本合計				<u>9,096,447</u>
				<u>17,753,957</u>

令和7年度

門真市水道事業会計補正予算(第2号)附属書類

収益の支出

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計
1. 水道事業費用			千円 2,488,542	千円 434	千円 2,488,976
	1. 営業費用		2,381,265	434	2,381,699
		5. 総係費	220,794	434	221,228

(税 込)

各 目 説 明		
節	金 額	備 考
	千円	千円
13. 通 信 運 搬 費	434	

議案第72号

教育委員会委員の任命について

次の者を本市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 さわ だ きょう こ
澤 田 京 子

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

本市教育委員会委員澤田京子の任期が令和7年9月30日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学 歴

- 1 昭和53年 3月 大阪教育大学教育学部小学校課程美術科卒業
- 1 昭和54年 3月 大阪教育大学教育専攻科美術科絵画専攻科卒業

職 歴

- 1 昭和55年 4月 大東市立深野中学校教諭
- 1 平成 4年 4月 門真市立第五中学校教諭
- 1 平成10年 4月 門真市教育委員会事務局学校教育部人権教育課主幹
- 1 平成13年 4月 門真市立第六中学校教頭
- 1 平成17年 4月 門真市立第四中学校教頭
- 1 平成19年 4月 門真市立第六中学校長
- 1 平成23年 4月 門真市立第一中学校長
- 1 平成24年 4月 門真市立門真はすはな中学校長
- 1 平成27年 1月 中学校道徳科教科書（株式会社学研教育みらい）編集委員 現在に至る。
- 1 同 四條畷市学校適正配置審議会委員
- 1 平成27年 3月 門真市立門真はすはな中学校長退職
- 1 同 4月 門真市立門真はすはな中学校評議員
- 1 平成28年 4月 枚方市立招提北中学校評議員
- 1 同 宝塚大学造形芸術学部特任教授
- 1 平成31年 3月 同 退職
- 1 同 4月 大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部講師
- 1 令和 3年 4月 枚方市立山田中学校評議員
- 1 同 10月 門真市教育委員会委員 現在に至る。
- 1 令和 5年 3月 大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部講師退職

認定第1号

令和6年度門真市歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度門真市の一般会計、国民健康保険事業特別会計、都市開発資金特別会計、後期高齢者医療事業特別会計及び介護保険事業特別会計の歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

認定第2号

令和6年度門真市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度門真市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

認定第3号

令和6年度門真市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度門真市公共下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日 提出

門真市長 宮本 一孝

